

## 江南市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条の規定により、本市におけるスポーツの推進に関する計画(以下「計画」という。)を策定するため、江南市スポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、江南市スポーツ推進計画の策定に係る次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 江南市スポーツ推進計画策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会教育委員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を処理する。
- 3 委員長は、予め職務代理者を指名し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、職務代理者が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、書面をもって他の委員に委任した者は、出席とみなす。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、所掌事項の調査及び検討を行う作業部会を置くことができる。

(報告)

第8条 委員会は、会議の内容並びに調査及び検討した事項を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、江南市教育部スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。